

「藤沢市 ALS／神経難病患者の会」会則

第1条（名称）

本会の名称を「藤沢市 ALS／神経難病患者の会」と称す。（略称「オリーブの会」）

第2条（事務所）

本会の事務所を、会長宅に置く。

第3条（入会資格）

本会は、原則として藤沢市及び近隣地域に在住、在勤する者を以て組織する。

第4条（目的及び事業）

本会は、神経難病及びその療養環境に関する啓発を通し、神経難病患者及び家族がより良く生活することを目的とし、事業として交流会・相談会・勉強会等を開催する。

第5条（役員）

1 本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 代表世話人 1名

2 各役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。
また、会長は可能な限り患者当事者を充てることとする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を掌握する。
- (4) 書記は、本会の記録を掌握する。
- (5) 代表世話人は、本会の会計を監査するとともに、会長及び副会長を補佐し、会の運営を補完する。

第6条（入会金および会費）

入会金および会費の徴収は行わない。ただし、講演会、勉強会などの外部講師に対する講演料・出演料・謝礼等が必要なときは、参加費を徴収する場合がある。

第7条（会議）

本会の会議は、年1回開かれる総会と例会及び前記の役員による役員会とする。

例会と役員会の開催回数は別に定める。

第8条（定足数）

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第9条（会計）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、2019年9月27日から施行する。

改正会則（役員及び役員の職務の変更）は、2021年5月21日から施行する。